

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|--|
| 平成28年5月27日 | I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称 | 後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、収納管理システム | 1 後期高齢者医療システム 2 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3 収納管理システム 4 中間サーバー | 事後 | |
| 平成28年5月27日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用法令条の根拠 | 1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番59 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条に規定される高齢者の医療の確保に関する法律第56条 等 | 1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番59 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条に規定される高齢者の医療の確保に関する法律第56条 等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条 | 事後 | 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定に伴う追記 |
| 平成28年5月27日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (情報照会) 1 番号法第19条第7号及び別表第二 項番80、82、83 | (情報照会) 1 番号法第19条第7号及び別表第二 項番80、81、82 | 事後 | |
| 平成28年5月27日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が(いつ時点の計数か) | 平成26年12月1日時点 | 平成27年12月1日時点 | 事後 | |
| 平成28年5月27日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か) | 平成26年12月1日時点 | 平成27年12月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年4月28日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が(いつ時点の計数か) | 平成27年12月1日時点 | 平成28年12月1日時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|-----------------|-----------------|------|-----------|
| 平成29年4月28日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か) | 平成27年12月1日時点 | 平成28年12月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年4月28日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 市民部保険年金課長 本木 直明 | 市民部保険年金課長 高橋 美月 | 事後 | |
| 平成30年5月2日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か) | 平成28年12月1日時点 | 平成30年2月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年5月2日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か) | 平成28年12月1日時点 | 平成30年2月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 市民部保険年金課長 高橋 美月 | 市民部保険年金課長 | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か) | 平成30年2月1日時点 | 平成31年3月31日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か) | 平成30年2月1日時点 | 平成31年3月31日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | — | 基礎項目評価書 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--------|--------|------|-----------|
| 令和1年6月27日 | IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | — | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | — | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | — | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | — | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | — | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | — | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | — | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 | — | 十分である | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|-----------|
| 令和1年6月27日 | IV リスク対策 8. 監査 | — | 自己点検、内部監査 | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 | — | 十分に行っている | 事後 | |
| 令和2年6月30日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計 数か) | 平成31年3月31日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年6月30日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か(いつ 時点の計数か) | 平成31年3月31日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年6月29日 | I 関連情報 1 特定個人情報を取扱う事 務 ③ システムの名称 | 1 国民健康保険資格・給付システム 2 中間サーバー 3 次期国保総合システム及び国保集約システム 4 医療保険者等向け中間サーバー | 1 国民健康保険資格・給付システム 2 中間サーバー 3 次期国保総合システム及び国保集約システム 4 医療保険者等向け中間サーバー 5 団体内統合宛名システム | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和3年6月29日 | <p>I 関連情報</p> <p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p> | <p>(情報提供)</p> <p>1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、81、82、83、87、88、93、97、106</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(1) 第1条 (2) 第2条 (3) 第3条 (4) 第4条 (5) 第5条 (6) 第19条 (7) 第20条 (8) 第25条 (9) 第33条 (10) 第43条 (11) 第44条 (12) 第46条 (13) 第49条 (14) 第53条</p> <p>に規定される高齢者の医療の確保に関する法律第67条等</p> <p>(情報照会)</p> <p>1 番号法第19条第7号及び別表第二 項番80、81、82</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条に規定される高齢者の医療の確保に関する法律第67条等</p> | <p>(情報提供)</p> <p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、81、82、83、87、88、93、97、106</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(1) 第1条 (2) 第2条 (3) 第3条 (4) 第4条 (5) 第5条 (6) 第19条 (7) 第20条 (8) 第25条 (9) 第33条 (10) 第43条 (11) 第44条 (12) 第46条 (13) 第49条 (14) 第53条</p> <p>に規定される高齢者の医療の確保に関する法律第67条等</p> <p>(情報照会)</p> <p>1 番号法第19条第8号及び別表第二 項番80、81、82</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条に規定される高齢者の医療の確保に関する法律第67条等</p> | 事後 | |
| 令和3年6月29日 | <p>II しきい値判断項目</p> <p>1. 対象人数</p> <p>評価対象の事務の対象人数は何人が(いつ時点の計数か)</p> | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|------------|------------|------|-----------|
| 令和3年6月29日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か) | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年6月28日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が(いつ時点の計数か) | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年6月28日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か) | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | |